

松江市告示第421号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、
次のとおり指定施術機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年6月1日

松江市長 上 定 昭 仁

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
野津 一也	松江市学園2丁目11番46号	あん摩マッサージ指圧	ライプリー	松江市学園2丁目11番46号	令和2年6月30日